

日・越EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ（令和3年度）

外務省南東アジア第一課
令和3年9月

1. 受入れの趣旨・目的

ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。

2. 経緯

- ①平成21年10月1日、日・ベトナム経済連携協定が発効。
- ②平成23年10月31日の日越首脳会談において、我が国政府としてベトナムからの看護師・介護福祉士を受け入れる旨の政治文書に両首脳が署名。
- ③平成24年4月18日に受入れの基本的な枠組みを定める法的拘束力を有する書簡（交換公文）の交換が完了。

3. 訪日前の枠組み

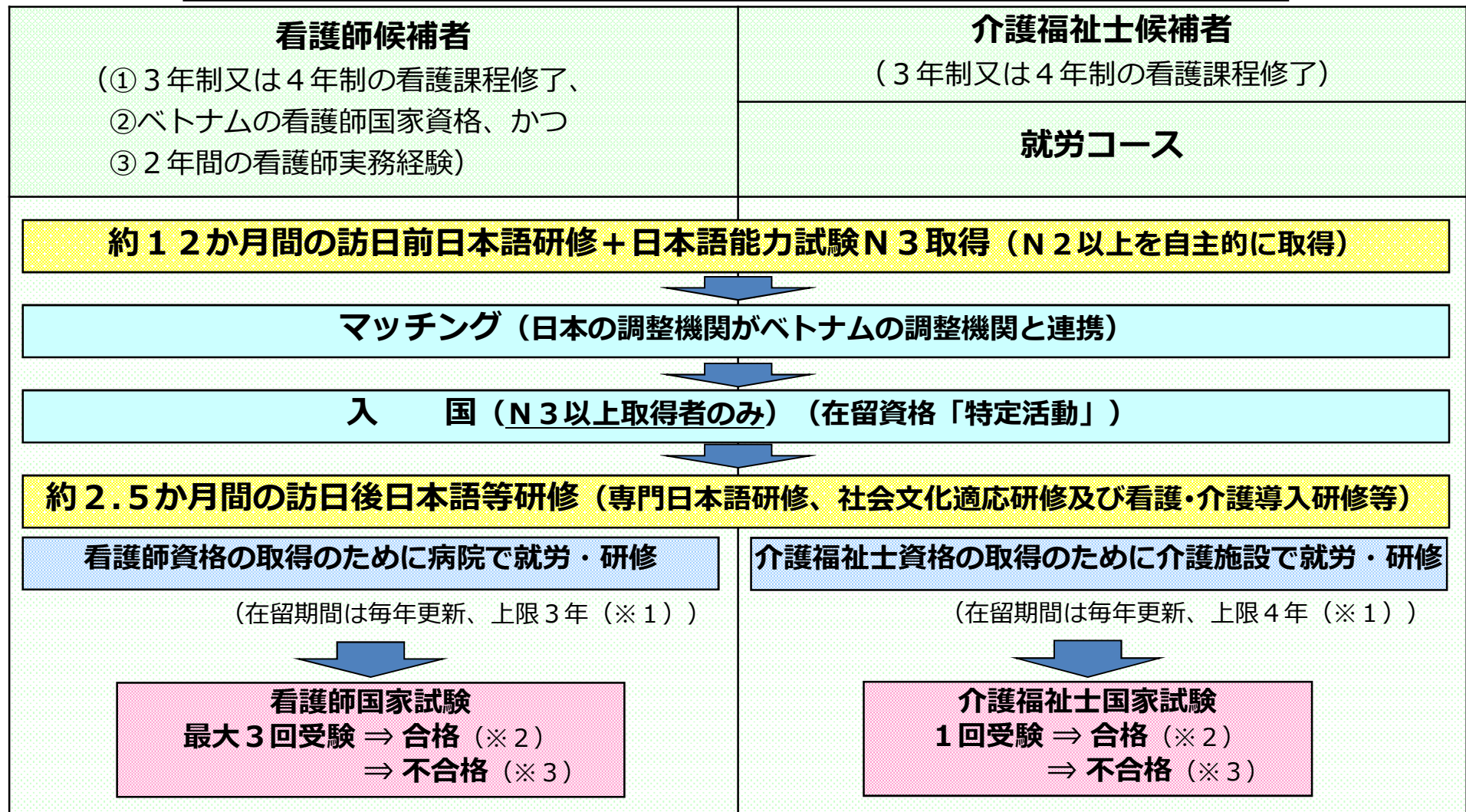
候補者が円滑に看護・介護の現場で就労するためには、十分な日本語能力の習得が不可欠であることから、次の対策を講ずることとしている。

- ①現地で日本語研修を実施する。
- ②一定の語学能力を候補者訪日の条件とする（当初5年間は日本語能力試験N3を課し、その後適当と考える水準を日本側がレビューし、定める）。

4. 訪日後の枠組み

- ①入国後、専門日本語研修、社会文化適応研修、看護・介護導入研修を実施する。
- ②看護師候補者は、最大3年間の滞在を認め、看護補助者として就労しつつ国家試験合格を目指す。
- ③介護福祉士候補者のうち就労しつつ国家試験合格を目指す者に最大4年間の滞在を認める。

日・越EPA看護師・介護福祉士候補者の資格取得までの流れ



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組みを超えて、1年間の滞在延長が可能(在留資格「特定活動」)。(EPAに基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長についての閣議決定(令和3年2月))

(※2) 看護師、介護福祉士の国家資格が取得できれば、引き続き就労が可能(在留資格「特定活動」)。

(※3) 帰国後も、再度入国し国家試験を受験することが可能(在留資格「短期滞在」)。